

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
1	R4.3.3	要求水準書	1	第1	1			本要求水準書の位置づけ	本要求水準書(以下「本書」という。)は、東京都(以下「都」という。)が、「葛西臨海水族園(仮称)整備等事業」(以下「本事業」という。)また、「葛西臨海水族園(仮称)」を「新水族園」という。)を実施するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に今後公表する予定である「入札説明書」と一体のものとして、本事業の各種業務について、都が本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)に要求する水準を示すものである。	本要求水準書(以下「本書」という。)は、東京都(以下「都」という。)が、「葛西臨海水族園(仮称)整備等事業」(以下「本事業」という。)また、「葛西臨海水族園(仮称)」を「新水族園」という。)を実施するに当たり、入札に参加しようとする者を対象に公表する「入札説明書」と一体のものとして、本事業の各種業務について、都が本事業を実施する事業者(以下「事業者」という。)に要求する水準を示すものである。
2	R4.3.3	要求水準書	5	第1	4			事業スケジュール	-	なお、新水族園の設計・建設にかかる期間を短縮することで、新水族園の引渡し日を早める提案は認めるものとする。
3	R4.3.3	要求水準書	7	第2	2	(2)		特別目的会社の設立	構成員全体の出資比率の合計は、SPCが発行する議決権株式の50%を超えるものとし、かつ代表企業は事業期間にわたり最大出資者になるものとする。	構成員全体の出資比率の合計は、SPCが発行する議決権株式の50%を超えるものとし、かつ代表企業は事業期間にわたり単独で最大出資者になるものとする。
4	R4.3.3	要求水準書	10	第2	2	(4)	②	業務の報告	業務の実施状況や点検・作業の結果等を記載した業務日報、業務月報、四半期報及び年次報告書を作成すること。また、各報告書は以下に定める日までに都に提出するものとし、四半期報、年次報告書については都の承認を受けること。 ・業務日報:翌日の午前まで ・業務月報:当該月の翌月10営業日目まで ・四半期報:当該四半期の翌月10営業日目まで ・年次報告書:第4四半期終了後10営業日以内まで	事業者は新水族園の引渡し日以降、閉業準備業務、維持管理業務の実施状況や点検・作業の結果等を記載した業務日報、業務月報、四半期報及び年次報告書を作成すること。また、各報告書は以下に定める日までに都に提出するものとし、四半期報、年次報告書については都の承認を受けること。 ・業務日報:翌日の午前まで ・業務月報:当該月の翌月10営業日目まで ・四半期報:当該四半期の翌月10営業日目まで ・年次報告書:第4四半期終了後10営業日以内まで
5	R4.3.3	要求水準書	33	第3	2	(2)	⑤	展示水槽エリア 【展示水槽の概要】 近い海-東京湾流域の生態系-河川(河口)の水種	淡水	汽水
6	R4.3.3	要求水準書	38	第3	2	(2)	⑦	飼育エリア レントゲン室の特記事項	・診療室に併設していること。 ・エックス線撮影のための構造基準を満たしていること。	・診療室に併設していること。 ・エックス線撮影のための構造基準を満たしていること。 ・診断用エックス線装置及び内視鏡装置の設置スペースを確保すること。 ・診察室から可搬式麻酔器を移動、設置しやすいように十分なスペースを確保すること。 ・将来、マイクロCTを導入する場合に備え、十分なスペースを確保しておくこと。

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
7	R4.3.3	要求水準書	42	第3	2	(2)	⑨	設備機械エリア 圧力水槽室の特記事項	(前略) ・圧力水槽の主な仕様は以下とすること。 ①想定圧力は1hPaとし、加圧減圧が容易にできること。 (後略)	(前略) ・圧力水槽の主な仕様は以下とすること。 ①想定圧力は1MPaとし、加圧減圧が容易にできること。 (後略)
8	R4.3.3	要求水準書	70	第4	1	(2)		建設工事業務	・その他、本事業で必要な建設関連業務 (建設工事業務には、展示制作業務、什器備品等調達・設置業務、施設の引渡し業務を含む)	・その他、本事業で必要な建設関連業務 (建設工事業務には、展示制作業務、施設の引渡し業務を含む)
9	R4.3.3	要求水準書	70	第4	1	(3)		什器備品等調達・設置業務	-	(3)什器備品等調達・設置業務
10	R4.3.3	要求水準書	70	第4	1	(3)		工事監理業務	(3)工事監理業務	(4)工事監理業務
11	R4.3.3	要求水準書	70	第4	2	(1)		業務の実施方法	・設計の実施に当たっては、設計に係る各種基準(「【付属資料2】各種基準等一覧」)を参照し、基準等に疑義が生じた場合は都と協議すること。 ・設計内容については、都に適宜説明し、確実な業務進捗に努めること。 ・都及び指定管理者と必要事項に関する協議を行うこと。	・設計の実施に当たっては、設計に係る各種基準(「【付属資料2】各種基準等一覧」)を参照し、基準等に疑義が生じた場合は都と協議すること。 ・都及び指定管理者と必要事項に関する協議を行うこと。
12	R4.3.3	要求水準書	72	第4	3	(1)		業務の実施方法	・建設工事業務には、展示制作業務、什器備品等調達・設置業務、施設の引渡し業務を含むこと。	・建設工事業務には、展示制作業務、施設の引渡し業務を含むこと。
13	R4.3.3	要求水準書	72	第4	3	(1)		業務の実施方法	整備完了時に本事業の概要を説明するパンフレットを作成し、常備すること(著作権については都に帰属するものとする。)	整備完了時に本事業の概要を説明するパンフレットを10,000部作成し、常備すること(著作権については都に帰属するものとする。)
14	R4.3.3	要求水準書	73	第4	3	(3)		建設工事の建設期間中業務	・関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び工種別の施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。また、建設工事においては、次の点に留意すること。	・関係法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び工種別の施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
15	R4.3.3	要求水準書	73	第4	3	(3)		建設工事の建設期間中業務	・工事の施工に当たっては、周辺住民や関連団体等との協議事項や都との協議事項、関係機関の指導事項等を遵守すること。	・工事の施工に当たっては、関連団体等との協議事項や都との協議事項、関係機関の指導事項等を遵守すること。
16	R4.3.3	要求水準書	73	第4	3	(3)		建設工事の建設期間中業務	・工事車両の通行に当たっては、予め周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者及び近隣住民等と調整するとともに、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置及び道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。	・工事車両の通行に当たっては、予め周辺道路の状況を把握し、事前に道路管理者等と調整するとともに、運行速度や誘導員の配置、案内看板の設置及び道路の清掃等、十分な配慮を行うこと。
17	R4.3.3	要求水準書	73	第4	3	(3)		建設工事の建設期間中業務	・公園利用者や近隣住民等への説明等は、事業者において確実に行うこと。	・公園利用者への説明等は、事業者において確実に行うこと。

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
18	R4.3.3	要求水準書	74	第4	3	(4)		建設工事のしゅん功時業務	・事業者は、都と指定管理者に対して施設・設備・展示制作物・什器備品等の取扱い説明を実施すること。	・事業者は、都と指定管理者に対して施設・設備・展示制作物等の取扱い説明を実施すること。
19	R4.3.3	要求水準書	74	第4	4			什器備品等調達・設置業務	-	4 什器備品等調達・設置業務 ・【付属資料11-1】什器・備品リスト(新規購入)に記載の什器・備品を調達し、設置すること。 ・什器・備品の設置のために必要となる業務は、事業者の責任において実施すること。 ・工事中に搬入が必要となる什器・備品は、工事工程に反映し、竣工前に搬入すること。 ・事業者は、都と指定管理者に対して什器・備品の取扱い説明を実施すること。
20	R4.3.3	要求水準書	74	第4	4			工事監理業務の要求水準	4 工事監理業務	5 工事監理業務
21	R4.3.3	要求水準書	80	第6	2	(8)		表中(3)什器・備品等保守管理・修繕業務の対象範囲	事業者が実施する業務において必要となる什器・備品等 ※指定管理者により保守管理を行う展示に関する以下の展示物及び指定管理者の業務に関連する什器・備品を除く 展示物:水槽、水槽内造形(擬岩・擬草等)、解説板	事業者が実施する業務において必要となる什器・備品等 ※「音響・映像・ICT等の最先端かつ双方向のデジタル技術を活用した展示計画」を実現するために提案された映像表示機器等を含む ※指定管理者により保守管理を行う展示に関する以下の展示物及び指定管理者の業務に関連する什器・備品を除く 展示物:水槽、水槽内造形(擬岩・擬草等)、解説板
22	R4.3.3	要求水準書	82	第6	4			維持管理業務の要求水準	(前略) その他維持管理業務に関連する法令、技術基準等を遵守すること。	(前略) その他維持管理業務に関連する法令、技術基準等を遵守すること。 また、事業者は以下の有資格者を配置すること。 ・「電気事業法(昭和39年法律第170号)」に定める自家用電気工作物の電気主任技術者 ・「消防法(昭和23年法律第186号)」に定める防火管理者 ・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)」による建築物環境衛生管理技術者 ・その他、業務に必要な関係法令に基づく有資格者
23	R4.3.3	要求水準書	90	第6	4	(3)	①	什器・備品等保守管理・修繕業務	・本業務における什器・備品等とは消耗品、リース品、都の貸与品も含む。	・本業務における什器・備品等とは消耗品、リース品も含む。
24	R4.3.28	要求水準書	24	第3	2	(2)			(前略) ・各諸室に設置する備品類については、【付属資料11】什器・備品リストを参照すること。	(前略) ・各諸室に設置する備品類については、【付属資料11】什器・備品リストを参照すること。 ・以下に示すほか、「3 設備計画の要求水準」を踏まえて諸室の用途等に必要な各種設備を設置すること。

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
25	R4.3.28	要求水準書	24	第3	2	(2)	①	チケット売場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3口以上の対面式窓口及び3台以上のチケット販売機を設置すること。</li> <li>・電子チケットの導入や入園システムの電子化等の効率的な入園手続きが可能となる仕組みを提案し、都及び指定管理者との協議の上で構築すること。</li> <li>・窓口の内側に、窓口ごとのスクロールカーテンを設置すること。</li> <li>・窓口と販売機に防犯用シャッター等を設置すること。</li> <li>・窓口に隣接するスタッフ用休憩スペースを併設すること。</li> <li>・チケット売り場には事務室を併設し、売上金収納スペース、売上金集計スペース、忘れ物や迷子などの対応スペース、車いす収納スペース等を確保すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3口以上の対面式窓口・窓口用券券機、3台以上のチケット販売機及び受付カウンターを設置すること。</li> <li>・電子チケットの導入や入園システムの電子化等の効率的な入園手続きが可能となる仕組みを提案し、都及び指定管理者との協議の上で構築すること。</li> <li>・窓口の内側に、窓口ごとのスクロールカーテンを設置すること。</li> <li>・窓口と販売機に防犯用シャッター等を設置すること。</li> <li>・窓口に隣接するスタッフ用休憩スペースを併設すること。</li> <li>・チケット売り場には事務室を併設し、売上金収納スペース、売上金集計スペース、忘れ物や迷子などの対応スペース、車いす収納スペース等を確保すること。</li> <li>・マイク・スピーカーシステム、及び監視カメラ等必要なシステムを設置すること。</li> </ul>
26	R4.3.28	要求水準書	25	第3	2	(2)	①	案内カウンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チケット売場や情報資料室との連携を考慮すること。</li> <li>・園内マップ等の資料配布や園内プログラムの申込が行えるよう、什器を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内カウンターを設置すること。</li> <li>・チケット売場や情報資料室との連携を考慮すること。</li> <li>・園内マップ等の資料配布や園内プログラムの申込が行えるよう、什器を設置すること。</li> </ul>
27	R4.3.28	要求水準書	25	第3	2	(2)	①	無料休憩所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体人数に応じた使い方ができるように、可動式の家具や間仕切等を設置すること。</li> <li>・繁忙期におけるレストラン等と連携できる配置に配慮すること。</li> <li>・新水族園の外部からの利用も想定した作りとすること。</li> <li>・既存施設の別館に休憩所(レストハウス)が設置されており、これを継続利用する提案も可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体人数に応じた使い方ができるように、可動式の家具や間仕切等を設置すること。</li> <li>・繁忙期におけるレストラン等と連携できる配置に配慮すること。</li> <li>・新水族園の外部からの利用も想定した作りとすること。</li> <li>・既存施設の別館に休憩所(レストハウス)が設置されており、これを継続利用する提案も可能とする。</li> <li>・各室に電気温水器、流し台、洗面台、及び鏡等を設置すること。</li> </ul>
28	R4.3.28	要求水準書	25	第3	2	(2)	①	救護室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないように配慮すること。</li> <li>・救急車等への移動が容易な位置に配置すること。</li> <li>・2か所以上に設け、感染症患者が来園した際に隔離できる構成とすること。</li> <li>・換気に配慮し、ストレッチャーの出入りを想定すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないように配慮すること。</li> <li>・救急車等への移動が容易な位置に配置すること。</li> <li>・2か所以上に設け、感染症患者が来園した際に隔離できる構成とすること。</li> <li>・換気に配慮し、ストレッチャーの出入りを想定すること。</li> <li>・各室に電気温水器、流し台、洗面台、及び鏡等を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
29	R4.3.28	要求水準書	27	第3	2	(2)	①	授乳室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないよう配慮すること。</li> <li>・ベビーカーがすれ違える間口や空間を確保すること。</li> <li>・ソファ、調乳用温水器、流し台、オムツ替え台等を備え付けること。</li> <li>・授乳中に人の視線を遮ることができるカーテン仕切り等を設置すること。</li> <li>・救護室、授乳室、ベビーカーコーナーとの位置関係に配慮すること。</li> <li>・繁忙期には、キッズスペース等のこどもの利用が多い付近に仮設の授乳スペースを別途設置できる計画とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないよう配慮すること。</li> <li>・ベビーカーがすれ違える間口や空間を確保すること。</li> <li>・ソファ、調乳用温水器、流し台、オムツ替え台等を備え付けること。</li> <li>・授乳中に人の視線を遮ることができるカーテン仕切り等を設置すること。</li> <li>・救護室、ベビーカーコーナーとの位置関係に配慮すること。</li> <li>・繁忙期には、キッズスペース等のこどもの利用が多い付近に仮設の授乳スペースを別途設置できる計画とすること。</li> <li>・各室に電気温水器(調乳用)、流し台、洗面台、及び鏡等を設置すること。</li> </ul>
30	R4.3.28	要求水準書	27	第3	2	(2)	①	来園者用トイレ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者の利便性に配慮し、原則として公開エリア内の主要ゾーンごと、フロアごとに配置すること。</li> <li>・男女別のトイレ、子ども用トイレ、男女共用の多機能トイレを設置すること。</li> <li>・利用需要をもとに数量を提案すること。混雑時でも展示エリアの利用の妨げにならない出入口や手洗い周辺の待合スペースの工夫を行うこと。</li> <li>・水栓、水石鹸などには非接触型を採用すること。</li> <li>・男女それぞれに、ベビーベッド(共用部)、ベビーチェア(個室)を設置すること。</li> <li>・多機能トイレには大人のおむつ替えができるユニバーサルシートを設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者の利便性に配慮し、原則として公開エリア内の主要ゾーンごと、フロアごとに配置すること。</li> <li>・男女別のトイレ、子ども用トイレ、男女共用の多機能トイレを設置すること。</li> <li>・利用需要をもとに数量を提案すること。混雑時でも展示エリアの利用の妨げにならない出入口や手洗い周辺の待合スペースの工夫を行うこと。</li> <li>・水栓、水石鹸などには非接触型を採用すること。また、ハンドドライヤー等の設置を検討すること。</li> <li>・男女それぞれに、ベビーベッド(共用部)、ベビーチェア(個室)を設置すること。</li> <li>・多機能トイレには大人のおむつ替えができるユニバーサルシートを設置すること。</li> </ul>
31	R4.3.28	要求水準書	28	第3	2	(2)	②	レストラン付帯諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ更衣室、休憩室、トイレ、食品庫などの必要諸室等を設置すること。</li> <li>・食材、廃棄物等の搬出入が施設利用の支障とならないよう配慮すること。</li> <li>・光熱水費等の計量区分が可能な設備とすること。</li> <li>・食品衛生基準に準じる施設であること。</li> <li>・商品搬入口と車両通行可能なバックヤードが直結していることが望ましい。</li> <li>・設置する什器、備品等は提案による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣室、休憩室、トイレ、食品庫などの必要諸室等を設置すること。</li> <li>・食材、廃棄物等の搬出入が施設利用の支障とならないよう配慮すること。</li> <li>・光熱水費等の計量区分が可能な設備とすること。</li> <li>・食品衛生基準に準じる施設であること。</li> <li>・商品搬入口と車両通行可能なバックヤードが直結していることが望ましい。</li> <li>・設置する什器、備品等は提案による。</li> <li>・付帯諸室の各室には、必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
32	R4.3.28	要求水準書	29	第3	2	(2)	②	ミュージアムショップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージアムショップでも海を感じられるように、屋外の景観を眺められる配置とする等、配置やデザイン上の工夫を行うこと。</li> <li>・サービス向上や収益確保のため、複数個所に設置することも可能とする。</li> <li>・ミュージアムショップの配置や出入口の工夫等によって新水族園利用者以外の利用を可能とすること。その場合、開園時間外の営業についての提案を可能とする。</li> <li>・商品等の搬出入が施設利用の支障とならないよう配慮すること。</li> <li>・光熱水費等の計量区分が可能な設備とすること。</li> <li>・既存施設の別館に売店が設置されており、この施設の機能は新水族園施設内に確保する想定であるが、継続利用する提案も可能とする。</li> <li>・事務・休憩スペース、倉庫等の必要諸室を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージアムショップでも海を感じられるように、屋外の景観を眺められる配置とする等、配置やデザイン上の工夫を行うこと。</li> <li>・サービス向上や収益確保のため、複数個所に設置することも可能とする。</li> <li>・ミュージアムショップの配置や出入口の工夫等によって新水族園利用者以外の利用を可能とすること。その場合、開園時間外の営業についての提案を可能とする。</li> <li>・商品等の搬出入が施設利用の支障とならないよう配慮すること。</li> <li>・光熱水費等の計量区分が可能な設備とすること。</li> <li>・既存施設の別館に売店が設置されており、この施設の機能は新水族園施設内に確保する想定であるが、継続利用する提案も可能とする。</li> <li>・事務室、休憩室、更衣室、商品倉庫、洗濯機置場、トイレ等の付帯諸室を設置すること。</li> <li>・休憩室にはミニキッチン、洗濯機置場にはモップシンク、洗濯機置場には給排水設備を設置すること。</li> <li>・付帯諸室の各室には、必要な各種設備を設置すること。</li> <li>・出入口にシャッター等を設けること。</li> </ul>
33	R4.3.28	要求水準書	29	第3	2	(2)	③	レクチャーホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習で1～2学年が同時に活動できるスペースを確保すること。</li> <li>・2つに分割して使用でき、1室ごと暗室化できる構造とすること。</li> <li>・椅子や机等は可動式とし、利用者人数に応じた配置変更を可能とすること。</li> <li>・最新のデジタル技術を活かした音響・映像機器を設置すること。</li> <li>・室外に音や光が漏れないよう、防音、遮光に配慮した壁面とすること。</li> <li>・キッズスペースやウェットラボとの連携に配慮した計画とすること。特にウェットラボとの一体利用を想定し、防音に配慮した可動式の壁面とすること。</li> <li>・休憩所としても利用可能な多目的な構成とすること。</li> <li>・会議等のドライ利用を基本とするが、ウェットラボと連携した水槽を使った学習も想定し、防水性、防滑性のある床素材を使用すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校外学習で1～2学年が同時に活動できるスペースを確保すること。</li> <li>・2つに分割して使用でき、1室ごと暗室化できる構造とすること。</li> <li>・椅子や机等は可動式とし、利用者人数に応じた配置変更を可能とすること。</li> <li>・最新のデジタル技術を活かした音響・映像機器を設置すること。</li> <li>・室外に音や光が漏れないよう、防音、遮光に配慮した壁面とすること。</li> <li>・キッズスペースやウェットラボとの連携に配慮した計画とすること。特にウェットラボとの一体利用を想定し、防音に配慮した可動式の壁面とすること。</li> <li>・休憩所としても利用可能な多目的な構成とすること。</li> <li>・会議等のドライ利用を基本とするが、ウェットラボと連携した水槽を使った学習も想定し、防水性、防滑性のある床素材を使用すること。</li> <li>・レクチャーホールの用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
34	R4.3.28	要求水準書	30	第3	2	(2)	③	レクチャーホール準備室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクチャーホールに隣接して設置し、講演者の控スペースや 倉庫スペース を確保すること。</li> <li>・最新のデジタル技術を活かした音響・映像機器を設置すること。</li> <li>・設置する 音響・映像機器 は、交換 や 更新が容易なシステムを採用 すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レクチャーホールに隣接して設置し、講演者の控スペースや 倉庫スペース を確保すること。</li> <li>・最新のデジタル技術を活かした音響・映像機器を設置すること。</li> <li>・設置する 音響・映像機器 は、交換 や 更新が容易なシステムを採用 すること。</li> <li>・レクチャーホール準備室の用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>
35	R4.3.28	要求水準書	31	第3	2	(2)	③	情報資料室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物について学習を深められる図書、映像、標本等を設置する スペースを確保すること。</li> <li>・スタッフが解説を行うスペースを確保し、解説に必要な 什器 備品 等も設置すること。</li> <li>・スタッフが適切に休憩できるような考慮すること。</li> <li>・来園者が興味を持ってアクセスしやすい位置に配置すること。</li> <li>・サービス向上のため、複数個所に設置 することも可能とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物について学習を深められる図書、映像、標本等を設置する スペースを確保すること。</li> <li>・スタッフが解説を行うスペースを確保し、解説に必要な 什器 備品 等も設置すること。</li> <li>・スタッフが適切に休憩できるような考慮すること。</li> <li>・来園者が興味を持ってアクセスしやすい位置に配置すること。</li> <li>・サービス向上のため、複数個所に設置 することも可能とする。</li> <li>・情報資料室の用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>
36	R4.3.28	要求水準書	31	第3	2	(2)	③	ウェットラボ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な利用者としては学齢児童(6～12歳)を想定しているが、家族連れをはじめとする様々な利用シーンに対応できるものとする。</li> <li>・椅子や机等は可動式とし、利用者人数に応じた配置変更を可能とすること。</li> <li>・壁側に給排水設備を設け、水を使った活動を可能とすること。また、給排水設備の更新が容易な構造とすること。</li> <li>・移動可能な小型水槽を配置すること。</li> <li>・室外に音や光が漏れないよう、防音、遮光に配慮した壁面とすること。</li> <li>・防水性、防滑性のある床素材を使用すること。</li> <li>・講演者の控スペースや倉庫スペースを併設すること。</li> <li>・レクチャールームとの一体利用を想定し、防音に配慮した可動式の壁面とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な利用者としては学齢児童(6～12歳)を想定しているが、家族連れをはじめとする様々な利用シーンに対応できるものとする。</li> <li>・椅子や机等は可動式とし、利用者人数に応じた配置変更を可能とすること。</li> <li>・壁側に給排水設備を設け、水を使った活動を可能とすること。また、給排水設備の更新が容易な構造とすること。</li> <li>・移動可能な小型水槽を配置すること。</li> <li>・室外に音や光が漏れないよう、防音、遮光に配慮した壁面とすること。</li> <li>・防水性、防滑性のある床素材を使用すること。</li> <li>・講演者の控スペースや倉庫スペースを併設すること。</li> <li>・レクチャールームとの一体利用を想定し、防音に配慮した可動式の壁面とすること。</li> <li>・ウェットラボの用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>
37	R4.3.28	要求水準書	31	第3	2	(2)	③	キッズスペース	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全や衛生確保に配慮した計画とすること。</li> <li>・保護者の待機スペース、ベビーカーの設置スペースを併設すること。</li> <li>・授乳室等との位置関係に配慮すること。</li> <li>・利用者が水生生物に興味を持てるような遊具や設備を設置すること。</li> <li>・繁忙期にはキッズスペースの付近に仮設の授乳スペースを設置できる計画とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の安全や衛生確保に配慮した計画とすること。</li> <li>・保護者の待機スペース、ベビーカーの設置スペースを併設すること。</li> <li>・授乳室等との位置関係に配慮すること。</li> <li>・利用者が水生生物に興味を持てるような遊具や設備を設置すること。</li> <li>・繁忙期にはキッズスペースの付近に仮設の授乳スペースを設置できる計画とすること。</li> <li>・キッズスペースの用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
38	R4.3.28	要求水準書	32	第3	2	(2)	④	展示ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が観覧ルートを選択でき、かつ誘導が必要な場合には一方通行にもできる構成とすること。</li> <li>・団体利用や大型連休等の繁忙期にも安全に鑑賞できるスペースを確保すること。</li> <li>・適宜、滞留スペースを設け、混雑時の円滑な通行に配慮すること。</li> <li>・観覧経路の途中に、適宜、休憩スペースを設け、ベンチ等を配置すること。</li> <li>・展示水槽の周辺に、スタッフによる解説が可能なスペースを確保すること。</li> <li>・音声や画像等によるガイダンスが可能な設備を設置すること。</li> <li>・臨場感や期待感が高まるような空間構成やデザインの創出を図ること。</li> <li>・展示物を鑑賞しやすい照度や照明環境及び温度や湿度を確保すること。特に水槽は照明等の写りこみや反射及び結露を十分検証し、装置の配置やデザイン等を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が観覧ルートを選択でき、かつ誘導が必要な場合には一方通行にもできる構成とすること。</li> <li>・団体利用や大型連休等の繁忙期にも安全に鑑賞できるスペースを確保すること。</li> <li>・適宜、滞留スペースを設け、混雑時の円滑な通行に配慮すること。</li> <li>・観覧経路の途中に、適宜、休憩スペースを設け、ベンチ等を配置すること。</li> <li>・展示水槽の周辺に、スタッフによる解説が可能なスペースを確保すること。</li> <li>・音声や画像等によるガイダンスが可能な設備を設置すること。</li> <li>・臨場感や期待感が高まるような空間構成やデザインの創出を図ること。</li> <li>・展示物を鑑賞しやすい照度や照明環境及び温度や湿度を確保すること。特に水槽は照明等の写りこみや反射及び結露を十分検証し、装置の配置やデザイン等を行うこと。</li> <li>・<u>展示ギャラリーの用途等に必要な各種設備を設置すること。</u></li> </ul>
39	R4.3.28	要求水準書	32	第3	2	(2)	④	企画展ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由度の高い企画展示ができるように、可動式水槽を使用し、可動間仕切による区画変更も可能とすること。</li> <li>・電源、照明、給排水(海水・淡水)など展示に必要な各種設備は、展示形態に応じてフレキシブルに利用可能なシステムとすること。なお、天井には照明用のレールを設置すること。</li> <li>・多くの来園者に利用してもらうため、視認性に配慮した配置とすること。</li> <li>・常設展示の動線を遮らずに展示の入れ替えができる配置とすること。</li> <li>・床には防水性・防滑性のある材料を採用し、排水溝を設けること。</li> <li>・企画展ホール用倉庫を併設すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由度の高い企画展示ができるように、可動式水槽を使用し、可動間仕切による区画変更も可能とすること。</li> <li>・電源、照明、給排水(海水・淡水)など展示に必要な各種設備は、展示形態に応じてフレキシブルに利用可能なシステムとすること。なお、天井には照明用のレールを設置すること。</li> <li>・多くの来園者に利用してもらうため、視認性に配慮した配置とすること。</li> <li>・常設展示の動線を遮らずに展示の入れ替えができる配置とすること。</li> <li>・床には防水性・防滑性のある材料を採用し、排水溝を設けること。</li> <li>・企画展ホール用倉庫を併設すること。</li> <li>・<u>企画展ホールの用途等に必要な各種設備を設置すること。</u></li> </ul>
40	R4.3.28	要求水準書	35	第3	2	(2)	⑥	研究室・繁殖実験室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新水族園の研究成果や取り組みを、職員が業務を行う上での適切な労働環境に配慮した上で、一部のエリアにおいて来園者に発信できるよう、来園者がアクセスしやすい位置に配置すること。</li> <li>・研究・実験に必要な設備や什器備品等を設置すること。</li> <li>・研究・実験に使用する設備は、来園者が観察しやすいものを採用すること。</li> <li>・壁のいずれか一面に収納付き実験台を設置すること。</li> <li>・清掃しやすく耐薬品性・防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新水族園の研究成果や取り組みを、職員が業務を行う上での適切な労働環境に配慮した上で、一部のエリアにおいて来園者に発信できるよう、来園者がアクセスしやすい位置に配置すること。</li> <li>・研究・実験に必要な設備や什器備品等を設置すること。</li> <li>・研究・実験に使用する設備は、来園者が観察しやすいものを採用すること。</li> <li>・壁のいずれか一面に収納付き実験台を設置すること。</li> <li>・清掃しやすく耐薬品性・防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・<u>研究・繁殖実験室の用途等に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台、洗面台、鏡等を設置すること。</u></li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
41	R4.3.28	要求水準書	35	第3	2	(2)	⑥	研究室・繁殖実験室付帯諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分析室、暗室、天秤室等、研究に必要となる諸室を設置すること。</li> <li>・研究室・繁殖実験室に隣接して設置すること。</li> <li>・研究・実験に必要な設備や什器備品等を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水質分析室、暗室、天秤室等、研究に必要となる諸室を設置すること。</li> <li>・研究室・繁殖実験室に隣接して設置すること。</li> <li>・研究室・繁殖実験室付帯諸室に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台等を設置すること。</li> </ul>
42	R4.3.28	要求水準書	35	第3	2	(2)	⑥	解剖処置室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業スペース及び流し台を設けるほか、必要となる什器備品、機器等を配置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・標本室と隣接すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・標本室と隣接すること。</li> <li>・解剖処置室に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台等を設置すること。</li> </ul>
43	R4.3.28	要求水準書	36	第3	2	(2)	⑥	調餌室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業スペース及び流し台、餌の解凍のための槽を設置すること。</li> <li>・餌の搬出入が容易になるように、外部からのルートを確認し段差を設けないこと。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・グリーストラップの設置等、残さを直接流さないような排水設備とすること。</li> <li>・耐消毒薬性等に優れた排水設備及び床材とすること。</li> <li>・調餌室から臭気が外に漏れない対策を行うこと。</li> <li>・ネズミや害虫等の侵入防止対策を行うこと。</li> <li>・冷凍冷蔵庫等の機器の更新時の出し入れが容易な間口とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・餌の搬出入が容易になるように、外部からのルートを確認し段差を設けないこと。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・グリーストラップの設置等、残さを直接流さないような排水設備とすること。</li> <li>・耐消毒薬性等に優れた排水設備及び床材とすること。</li> <li>・調餌室から臭気が外に漏れない対策を行うこと。</li> <li>・ネズミや害虫等の侵入防止対策を行うこと。</li> <li>・冷凍冷蔵庫等の機器の更新時の出し入れが容易な間口とすること。</li> <li>・調餌に必要な各種設備、及び電気温水器、業務用流し台、FRP水槽(餌の解凍用)等を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
44	R4.3.28	要求水準書	37	第3	2	(2)	⑦	キーパースペース(飼育室)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に作業ができるように、設備配管は二重床内に配置すること。</li> <li>・水温の適切管理のため、空調吹出口が水槽に直接当たらないよう配置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保すること。</li> <li>・水槽、処理設備(室温、水温)、照明設備(白色系、電球色、照度)については、適切な能力と機能を持ったものを設置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保し、ホイスト式天井クレーン等も設置すること。</li> <li>・流し台や予備水槽など必要な什器備品・設備等を設置すること。</li> <li>・安全に作業できる天井高とスペースを確保し、作業の支障にならないように配管配置等にも配慮すること。</li> <li>・通路部分は大台車2台がすれ違える幅を確保すること。</li> <li>・キーパースペースでもバリアフリーを考慮し、段差の少ない床構成や手すり設置を図ること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・作業台はウェット利用に適した耐久性に優れた材料で設置すること。</li> <li>・小型水槽は、通路等からメンテナンスできる配置とすること。</li> <li>・大型水槽には、観覧の支障にならない位置にキャットウォークを設置すること。また、飼育員が水槽に出入りしやすいよう工夫すること。</li> <li>・バックヤード展示ツアーに対応できる動線とスペースを確保すること。</li> <li>・展示水槽の必要に応じて自然光を確保すること。</li> <li>・飼育エリア全体として感染防止対策を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全に作業ができるように、設備配管は二重床内に配置すること。</li> <li>・水温の適切管理のため、空調吹出口が水槽に直接当たらないよう配置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保すること。</li> <li>・水槽、処理設備(室温、水温)、照明設備(白色系、電球色、照度)については、適切な能力と機能を持ったものを設置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保し、ホイスト式天井クレーン等も設置すること。</li> <li>・安全に作業できる天井高とスペースを確保し、作業の支障にならないように配管配置等にも配慮すること。</li> <li>・通路部分は大台車2台がすれ違える幅を確保すること。</li> <li>・キーパースペースでもバリアフリーを考慮し、段差の少ない床構成や手すり設置を図ること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・作業台はウェット利用に適した耐久性に優れた材料で設置すること。</li> <li>・予備水槽を設置すること。予備水槽の内訳は「【付属資料12】予備水槽詳細」を参照すること。</li> <li>・小型水槽は、通路等からメンテナンスできる配置とすること。</li> <li>・大型水槽には、観覧の支障にならない位置にキャットウォークを設置すること。また、飼育員が水槽に出入りしやすいよう工夫すること。</li> <li>・バックヤード展示ツアーに対応できる動線とスペースを確保すること。</li> <li>・展示水槽の必要に応じて自然光を確保すること。</li> <li>・飼育エリア全体として感染防止対策を図ること。</li> <li>・キーパースペース(飼育室)の用途等に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台(実験用流し台を含む)等を設置すること。</li> </ul>
	R4.3.28	要求水準書	38	第3	2	(2)	⑦	飼育員控室(室名)	飼育員控室	キーパースペース付帯諸室
45	R4.3.28	要求水準書	38	第3	2	(2)	⑦	飼育員控室(特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ、更衣、休憩、機材収納等に利用できるスペースを確保すること。</li> <li>・キーパースペースに隣接して設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更衣、休憩、機材収納、洗濯等に利用できるスペースを確保すること。</li> <li>・キーパースペースに隣接して設置すること。</li> <li>・電気温水器、流し台、IHコンロ、コンロ台等を設置すること。</li> <li>・洗濯スペースには給排水設備を設置すること。</li> </ul>
46	R4.3.28	要求水準書	38	第3	2	(2)	⑦	ダイビングルーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイビング機材置場、スタッフのシャワー室、乾燥室及び更衣室を設置すること。</li> <li>・キーパースペースに隣接して設置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイビング機材置場、スタッフのシャワー室、乾燥室及び更衣室を設置すること。</li> <li>・キーパースペースに隣接して設置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・ダイビングルームの用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
47	R4.3.28	要求水準書	38	第3	2	(2)	⑦	繁殖センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の検疫、繁殖、治療等を行う予備水槽と水処理設備を設置すること。</li> <li>・水槽に振動が伝わらないよう、機械類はできるだけ設備機械エリアに配置すること。</li> <li>・安全に作業ができるように、設備配管は二重床内に配置すること。</li> <li>・水温の適切管理のため、空調吹出口が水槽に直接当たらないよう配置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保すること。</li> <li>・水槽、処理設備(室温、水温)、照明設備(白色系、電球色、照度)については、適切な能力と機能を持ったものを設置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物の検疫、繁殖、治療等を行う予備水槽と水処理設備を設置すること。</li> <li>・水槽に振動が伝わらないよう、機械類はできるだけ設備機械エリアに配置すること。</li> <li>・安全に作業ができるように、設備配管は二重床内に配置すること。</li> <li>・水温の適切管理のため、空調吹出口が水槽に直接当たらないよう配置すること。</li> <li>・生物の搬出入及び設備の交換等を想定した適切な動線を確保すること。</li> <li>・水槽、処理設備(室温、水温)、照明設備(白色系、電球色、照度)については、適切な能力と機能を持ったものを設置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・繁殖センターの用途等に必要な設備、及び飼育用水槽、養生用水槽、FRPタンクを設置すること。</li> </ul>
48	R4.3.28	要求水準書	39	第3	2	(2)	⑦	検疫室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類の検疫室は繁殖センターに隣接して設置し、生物の搬出入がしやすい配置とすること。</li> <li>・鳥類の検疫室は新水族園の建物とは別棟で配置すること。</li> <li>・他のスペースと隔離が可能であること。</li> <li>・暗室として利用することを想定した配置とすること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚類の検疫室は繁殖センターに隣接して設置し、生物の搬出入がしやすい配置とすること。</li> <li>・鳥類の検疫室は新水族園の建物とは別棟で配置すること。</li> <li>・他のスペースと隔離が可能であること。</li> <li>・暗室として利用することを想定した配置とすること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・検疫室の用途等に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台等を設置すること。</li> </ul>
49	R4.3.28	要求水準書	40	第3	2	(2)	⑦	隔離室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の隔離室は、鳥類展示に隣接して新水族園の建物とは別棟で設置すること。</li> <li>・病気の生物等を隔離する水槽及び循環系統を設置すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥類の隔離室は、鳥類展示に隣接して新水族園の建物とは別棟で設置すること。</li> <li>・病気の生物等を隔離する水槽及び循環系統を設置すること。水槽の内訳は「【付属資料12】予備水槽詳細」を参照すること。</li> <li>・清掃しやすく防滑性・耐久性に優れた床材とすること。</li> <li>・隔離室の用途等に必要な各種設備、及び電気温水器、流し台等を設置すること。</li> </ul>
50	R4.3.28	要求水準書	40	第3	2	(2)	⑧	事務室付帯諸室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せスペース、書庫スペース、コピーコーナー、映像・音声編集スペース、ロッカー室(男女別)、休憩室、シャワー室、給湯室、サーバー室など必要な諸室を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せスペース、書庫スペース、コピーコーナー、映像・音声編集スペース、ロッカー室(男女別)、休憩室、シャワー室、給湯室、サーバー室など必要な諸室を設置すること。</li> <li>・付帯諸室の各室には、必要な各種設備を設置すること。また、下記の各設備を設置すること。</li> <li>休憩室:IHコンロ</li> <li>シャワー室:化粧鏡、脱衣棚</li> <li>給湯室:IHコンロ</li> </ul>

葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
51	R4.3.28	要求水準書	40	第3	2	(2)	⑧	会議室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室に隣接して配置すること。</li> <li>・各会議室にはAV装置を設け、窓がある場合は遮光ブラインドを設置すること。</li> <li>・規模が確保できる場合は、可動間仕切り等で区画を仕切って使用できる構造とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室に隣接して配置すること。</li> <li>・各会議室にはAV装置を設け、窓がある場合は遮光ブラインドを設置すること。</li> <li>・規模が確保できる場合は、可動間仕切り等で区画を仕切って使用できる構造とすること。</li> <li>・プロジェクタースクリーン(160インチ程度、1台)を設置すること。</li> <li>・開口部には、電動遮光ブラインドを設置すること。</li> </ul>
52	R4.3.28	要求水準書	41	第3	2	(2)	⑧	園長室・応接室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室スペース、及び応接スペースを確保すること。</li> <li>・来客の出入や各諸室への動線に配慮した計画とすること。</li> <li>・事務室に隣接して配置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務室スペース、及び応接スペースを確保すること。</li> <li>・園長室に化粧洗面台、応接室にトイレを設置すること。</li> <li>・来客の出入や各諸室への動線に配慮した計画とすること。</li> <li>・事務室に隣接して配置すること。</li> </ul>
53	R4.3.28	要求水準書	41	第3	2	(2)	⑧	ボランティア室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる事務用机、椅子、事務機器、什器備品、設備等を配置すること。</li> <li>・給湯室、男女別の更衣スペースを設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる事務用机、椅子、事務機器、什器備品、設備等を配置すること。</li> <li>・給湯室、男女別の更衣スペースを設置すること。</li> <li>・電気温水器、IHコンロ、流し台等を設置すること。</li> </ul>
54	R4.3.28	要求水準書	41	第3	2	(2)	⑧	中央監視室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育設備の監視では、ポンプやろ過機の制御、水温の状況確認、操作が可能な設備を設置すること。</li> <li>・事業者と、指定管理者が実施する監視業務の室をそれぞれ整備すること。</li> <li>・机、椅子など必要な什器を設置すること。</li> <li>・設備機械エリアに近接して配置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育設備の監視では、ポンプやろ過機の制御、水温の状況確認、操作が可能な設備を設置すること。</li> <li>・事業者と、指定管理者が実施する監視業務の室をそれぞれ整備すること。</li> <li>・机、椅子など必要な什器を設置すること。</li> <li>・設備機械エリアに近接して配置すること。</li> <li>・中央監視室の用途等に必要な各種設備を設置すること。</li> </ul>
55	R4.3.28	要求水準書	41	第3	2	(2)	⑧	清掃員控室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃用倉庫を併設すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃用倉庫を併設すること。</li> <li>・IHコンロ、コンロ台、流し台、鏡等を設置すること。</li> </ul>
56	R4.3.28	要求水準書	48	第3	3	(1)	⑫	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育施設やバックヤードエリアでの電気使用量が計測できるように、子メーター(又は複数の親メーター)を設置すること。</li> <li>・レストラン・カフェや売店での電気使用量が計測できるように、子メーター(又は複数の親メーター)を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育施設やバックヤードエリアでの電気使用量が計測できるように、子メーター(又は複数の親メーター)を設置すること。</li> <li>・レストラン・カフェや売店での電気使用量が計測できるように、子メーター(又は複数の親メーター)を設置すること。</li> <li>・入園者及び滞留者をカウントするシステムを構築すること。</li> </ul>
57	R4.3.28	要求水準書	90	第6	4	(3)	①	一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業において調達した什器・備品等の保守管理を行うとともに、不具合の生じた什器・備品等については、随時、修繕、更新等を行うこと。ただし、指定管理者が保守管理及び修繕・更新を行うものを除く。</li> <li>・本業務における什器・備品等とは消耗品、リース品も含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業において調達した什器・備品等の保守管理を行うとともに、不具合の生じた什器・備品等については、随時、修繕、更新等を行うこと。ただし、指定管理者が保守管理及び修繕・更新を行う什器・備品とは、主として指定管理者が専ら業務において使用するものであり、以下に示す諸室における什器・備品を想定している。詳細は事業者の提案を踏まえて決定する。</li> <li>・本業務における什器・備品等とは消耗品、リース品も含む。</li> </ul>



葛西臨海水族園(仮称)整備等事業 入札説明書等修正箇所一覧

No	修正日	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	細目	項目名	修正前	修正後
62	R4.4.22	要求水準書	23	第3	2	(1)		エリア構成の要求水準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で整備する新水族園のエリア構成は、下表のとおりである。</li> <li>・合計面積の22,500㎡については、±5%程度を増減の許容範囲とする。ただし、以下に記載するエリアの整備面積や諸室の規模については参考値であり、提案の自由度を確保するために、要求水準を満たす限りにおいて制限しないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業で整備する新水族園のエリア構成は、下表のとおりである。</li> <li>・合計面積の22,500㎡については、-5%～+10%程度を増減の許容範囲とする。ただし、以下に記載するエリアの整備面積や諸室の規模については参考値であり、提案の自由度を確保するために、要求水準を満たす限りにおいて制限しないものとする。</li> </ul>
63	R4.4.22	要求水準書	26～27	第3	2	(2)	①	来園者共用エリア・授乳室(特記事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないよう配慮すること。</li> <li>・ベビーカーがすれ違える間口や空間を確保すること。</li> <li>・ソファ、調乳用温水器、流し台、オムツ替え台等を備え付けること。</li> <li>・授乳中に人の視線を遮ることができるカーテン仕切り等を設置すること。</li> <li>・救護室、ベビーカーコーナーとの位置関係に配慮すること。</li> <li>・繁忙期には、キッズスペース等のこどもの利用が多い室付近に仮設の授乳スペースを別途設置できる計画とすること。</li> <li>・各室に電気温水器(調乳用)、流し台、洗面台、及び鏡等を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者がわかりやすい位置に配置し、かつ室内を覗けないよう配慮すること。</li> <li>・ベビーカーがすれ違える間口や空間を確保すること。</li> <li>・授乳中に人の視線を遮ることができるカーテン仕切り等を設置すること。</li> <li>・救護室、ベビーカーコーナーとの位置関係に配慮すること。</li> <li>・繁忙期には、キッズスペース等のこどもの利用が多い室付近に仮設の授乳スペースを別途設置できる計画とすること。</li> <li>・各室にソファ、オムツ替え台、電気温水器(調乳用)、流し台、洗面台、及び鏡等を設置すること。</li> </ul>
64	R4.4.22	要求水準書	33	第3	2	(2)	⑤	展示水槽エリア・展示水槽(展示水槽の規模等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,700㎡程度(屋外を含む)</li> <li>・総水量:4,600t程度</li> <li>※総水量の±5%程度を増減の許容範囲とする。</li> <li>※予備水槽の水量は含まない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1,700㎡程度(屋外を除く)</li> <li>・総水量:4,600t程度</li> <li>※総水量の±5%程度を増減の許容範囲とする。</li> <li>※予備水槽の水量は含まない。</li> </ul>
65	R4.4.22	要求水準書	35	第3	2	(2)	⑤	展示水槽エリア【展示水槽の概要】 極地に住む鳥の展示場所	屋内	屋外 屋内
66	R4.4.22	要求水準書	68	第3	4	(3)	⑤	常設展示の要求水準 極地の生態系(2)の展示場所	屋内	屋外及び屋内
67	R4.4.22	要求水準書【付属資料1 2】予備水槽詳細	1					ペンギン-夏季冷房室の水槽数	100t	150t
68	R4.4.22	要求水準書【付属資料1 3】提出図書等一覧	4		3	(2)			(2) 建設着手時	(2) 建設期間中